

臨床心理学専攻（修士）

令和5年4月1日公表

ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>本専攻では、本学の定める修業年限以上在学し、次のような能力・資質を備えた上で、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の意見を聴いて、学長が課程修了を認定します。課程修了が認定された者には、修士（臨床心理学）の学位を授与します。</p>		<p>本専攻ではディプロマ・ポリシーを達成するために、心の専門家（公認心理師）を養成することを目指し、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成します。</p>	<p>本専攻修士課程は「立学の精神」とそれに基づく「教育目標」に賛同し、かつ修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能・意欲を備えた人を求めます。</p>
1. 知識・理解	1-1	保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野等における心理的援助に関する様々な理論や専門的知識を習得している。	<ol style="list-style-type: none"> 自らの専門領域や分野の専門的な知識や方法論だけでなく、関連領域について幅広く体系的に学びます。さらに、心理に関する支援・援助を必要とする人に対して、相談に応じ、助言や指導を行うことのできる心の専門家としての臨床実践能力と研究能力を養成する科目を設置します。
	1-2	保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野等の関連分野についての法律・制度、職業倫理についての知識を有している。	<ol style="list-style-type: none"> 論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、課題探求力、表現能力などの諸能力を習得するために、実践的な講義や演習・実習を実施します。
	1-3	臨床心理学関連領域の専門的知識および基礎的な医学知識を有している。	<ol style="list-style-type: none"> 習得した知識やスキルを活用し、心の専門家としての臨床実践能力だけでなく、研究者としての能力を育成するために、修士論文を必修として、研究倫理および研究方法の習得を目標とした臨床心理学的意義がある論文作成のための科目を設置します。
2. 技能・表現	2-1	種々の心理的アセスメントの技能を習得し、心理に関する援助に応用することができる。	<p>本専攻では、所定の授業科目を修得することで、公認心理師国家試験受験資格の取得が可能となる教育課程を編成します。</p>
	2-2	心理状態の観察・分析等の内容について、適切に記録ができる、関係者に説明することができる。	<p>教育課程では、講義のみならず、個別発表やグループディスカッション、実践的演習、心理臨床実習（学内実習、学外実習）におけるケースの担当とスーパーバイジョンなどの教育方法を活用し、主体的で実践的な学修を通じた理解を深めます。</p>
	2-3	臨床的視点からの研究課題を設定し、適切な研究方法の選択および研究計画を立案し、研究論文としてまとめることができる。	<p>教育課程における学修の評価については、1年次に実施される中間報告会、修了年次に提出する修士論文、修了年次に実施される最終審査会（口頭試問）での発表内容および質疑応答、ならびにケース検討会における発表内容やケース報告書の記載内容をもって、教育課程を通じた学修成果の総括的評価を行います。</p>
3. 思考・判断	3-1	心理に関する支援を要する人に対して、アセスメント結果を分析し、適切な援助方法を選択・調整することができる。	
	3-2	守秘義務等の倫理を遵守すること、また、支援を行う関係者の間で、必要な情報共有を行うことについて、適切に判断することができる。	
	3-3	自ら問題を発見し、問題解決に向けて、報告・連絡・相談を適切に行いながら、提案・発信することができる。	
4. 態度・志向性	4-1	援助者として支援を必要とする人とラボールを形成し、適切な関係を構築することができる。	
	4-2	多職種連携・地域連携について、実習を通して積極的に学び、心理の支援を行う人としての役割を理解することができる。	
	4-3	自らの臨床実践について責任をもち、スーパーバイジョンを受けるとともに、学内・学外実習を通して自己研鑽に努める。	